

市第 182 号議案

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（平成22年 3 月横浜市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次の 4 号を加える。

- (6) 心肺機能停止状態にある傷病者に対する胸骨圧迫心マッサージを行う業務
- (7) 血液、排せつ物又はおう吐物が付着している傷病者その他規則で定める傷病者への接触を伴う業務
- (8) 医師の具体的な指示を受けて救急救命処置（救急救命士法（平成 3 年法律第36号）第44条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める救急救命処置をいう。）を行う業務
- (9) 死亡したと疑われる者（観察等の結果、死亡したと認められる者となった者に限る。）又は死亡したと認められる者（次項第 9 号アにおいて「死亡したと疑われる者等」という。）を取り扱う業務

第 6 条第 2 項に次の 4 号を加える。

- (6) 前項第 6 号に掲げる業務 従事した回数 1 回につき 300 円
- (7) 前項第 7 号に掲げる業務 従事した回数 1 回につき 200 円
- (8) 前項第 8 号に掲げる業務 従事した回数 1 回につき 510 円
- (9) 前項第 9 号に掲げる業務 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額。ただし、ア及びイのいずれにも該当する場合には、アに定める額
 - ア 死亡したと疑われる者等に頭部又は体幹部の切断、腐敗等が確認される場合 従事した回数 1 回につき 2,000 円
 - イ アに掲げる場合以外の場合 従事した回数 1 回につき 1,000 円

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提 案 理 由

消防特殊業務手当の支給の対象となる業務を追加するため、横浜市一般職職員の特務手当に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（消防特殊業務手当）

第 6 条 消防特殊業務手当は、消防吏員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

- (6) 心肺機能停止状態にある傷病者に対する胸骨圧迫心マッサージを行う業務
- (7) 血液、排せつ物又はおう吐物が付着している傷病者その他規則で定める傷病者への接触を伴う業務
- (8) 医師の具体的な指示を受けて救急救命処置（救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）第 44 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める救急救命処置をいう。）を行う業務
- (9) 死亡したと疑われる者（観察等の結果、死亡したと認められる者となった者に限る。）又は死亡したと認められる者（次項第 9 号アにおいて「死亡したと疑われる者等」という。）を取り扱う業務

2 前項の消防特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

- (6) 前項第 6 号に掲げる業務 従事した回数 1 回につき 300 円
- (7) 前項第 7 号に掲げる業務 従事した回数 1 回につき 200 円
- (8) 前項第 8 号に掲げる業務 従事した回数 1 回につき 510 円
- (9) 前項第 9 号に掲げる業務 次に掲げる場合の区分に応じ、そ

れぞれに定める額。ただし、ア及びイのいずれにも該当する場
合には、アに定める額

ア 死亡したと疑われる者等に頭部又は体幹部の切断、腐敗等
が確認される場合 従事した回数 1 回につき 2,000 円

イ アに掲げる場合以外の場合 従事した回数 1 回につき 1,00
0 円

(第 3 項省略)